

## 南九州市訓令第3号

南九州市自治会サポーター制度実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

南九州市長 塗 木 弘 幸

### 南九州市自治会サポーター制度実施規程の一部を改正する訓令

南九州市自治会サポーター制度実施規程（平成29年南九州市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に規定する自治会を複数あわせて一つの班として編成し、サポーター職員を各班に配置する。
- 3 前項に規定する班に配置されたサポーター職員のうち1名を班長とする。

第4条第2項中「とする。」を「とし、班長はこれを補佐する。」に改め、同条第2項第3号中「意見交換会」を「コミュニティ対話サポート事業」に改める。

第5条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 年度途中で欠員が出た場合は、班長、グループ長及びまちづくり推進課共生協働推進係で協議を行い対応する。

第8条中「令和5年度から令和7年度まで」を「令和8年度から令和10年度まで」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。